

■ 厚生労働大臣の定める揭示事項 ■

当院は、厚生労働大臣が定める下記の基準を実施している病院です。

I. 基本診療料（特定入院料）に関する事項

1. 精神科救急急性期医療入院料

- 当病棟では1日に15人以上の看護師(正看護師)が勤務しています。
- 精神保健指定医が常勤しています
- 精神保健福祉士が常勤しています
- S病棟（48床）

2. 精神療養病棟入院料（重症者加算1）

- A病棟では1日に4人以上、B・C病棟6人以上、F病棟5人以上の看護職員（正・准看護師）が勤務しています。（内2割は正看護師）
また、看護補助者は1日につきA病棟は3人以上、B・C病棟は6人以上、F病棟は5人以上、E病棟4人以上が勤務しています。
- 精神保健指定医が常勤しています
- A病棟（35床）●B病棟（60床）●C病棟（60床）
- F病棟（50床）

3. 認知症治療病棟入院料1（認知症夜間対応加算）

- 当病棟では1日に9人以上の看護職員（正・准看護師）が勤務しています。
（内2割は正看護師）また、看護補助者は1日につき6人以上が勤務しています。
- D病棟（54床）

4. 児童・思春期精神科入院医療管理料

- 当病棟では1日に8人以上の看護師(正看護師)が勤務しています。
- 小児医療及び児童・思春期の精神医療の経験を有する医師が常勤しています
- 精神保健福祉士が常勤しています
- 公認心理師が常勤しています
- E病棟（26床）

II. 食事に関する事項

入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

III. 保険外負担に関する事項

当院では、証明書、診療情報開示手数料、予防接種等、利用に応じて実費の負担をお願いしております。なお、治療行為及びそれに関連したサービスまたは物についての費用や施設管理費等の名目での費用の徴収は一切しておりません。

IV. その他の届出事項

1. 基本診療料（入院基本料等加算）

- | | |
|----------------|----------------|
| ○診療録管理体制加算3 | ○看護配置加算 |
| ○療養環境加算 | ○精神科応急入院施設管理加算 |
| ○精神科地域移行実施加算 | ○精神科身体合併症管理加算 |
| ○後発医薬品使用体制加算1 | ○データ提出加算1・3 |
| ○精神科急性期医師配置加算1 | |

2. 特掲診療料

- | | | |
|--------------------|--------------|-----------------|
| ○脳波検査判断料 | ○神経学的検査 | ○児童思春期精神科専門管理加算 |
| ○精神科作業療法 | ○CT撮影 | ○精神科デイ・ケア（大規模） |
| ○医療保護入院等診療料 | | ○精神科デイ・ナイト・ケア |
| ○抗精神病特定薬剤治療指導管理料 | | ○重度認知症患者デイ・ケア料 |
| ○児童思春期支援指導加算 | | |
| ○外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) | ○入院ベースアップ評価料 | |
| ○こころの連携指導料Ⅱ | ○酸素 | |
| ○プログラム医療機器等指導管理料 | | |

3.

- ・生活保護指定医療機関
- ・応急入院指定医療機関
- ・沖縄県精神科救急医療システム指定医療機関
- ・指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定
- ・医療観察法 鑑定入院医療機関
- ・医療観察法 指定通院医療機関
- ・沖縄県難病指定医療機関